社会福祉法人　潤青会

特別養護老人ホーム　真ほろば

重　要　事　項　説　明　書

様に対する施設サービス提供開始にあたり、厚生省令第39条第4条に基づいて、当事業者が説明すべき事項は次のとおりです。

１．事業者及びご利用施設

事業者名	社会福祉法人　潤青会
法人所在地	群馬県藤岡市藤岡字高崎道西 1019 番地 2
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長　梅澤　徹
施設名	特別養護老人ホーム　真ほろば
施設所在地	群馬県藤岡市藤岡字高崎道西 1019 番地 2
管理者名	管理者　梅澤　久美子
電話番号	0274-23-6520
FAX 番号	0274-23-6511
指定事業者番号	1070900509（群馬県指令介第 490 号）

２．ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類		群馬県知事の指定事業		利用定数
		指定年月日	事業所番号	
施設	特別養護老人ホーム	平成 17 年 10 月 1 日	1070900509 （群馬県指令介第 490 号）	70 人
		小規模生活単位型　7 ユニット		
居宅	短期入所生活介護	平成 17 年 10 月 1 日	1070900533 （群馬県指令介第 493 号）	10 人
	通所介護	平成 17 年 10 月 1 日	1070900525 （群馬県指令介第 492 号）	25 人
居宅介護支援事業		平成 17 年 10 月 1 日	1070900541 （群馬県指令介第 494 号）	
グループホーム		平成 27 年 4 月 1 日	1090900091 （藤介収第 977 号）	9 人

３．施設設備の概要

・　特別養護老人ホーム

敷　　地		８８７１．９５㎡
建　物	構　　造	鉄筋コンクリート造２階建（耐火建築物） 鉄骨造１階建（耐火建築物）
	延べ床面積	４２５３．６８㎡
	利用定員	70名　小規模生活単位型　7ユニット

（1）居室（ユニットケア）

居室の種類	室数	面積	一人当たりの面積
１人部屋	５３室	８７４．５０㎡	１６．５０㎡
１人部屋	１０室	１６３．９０㎡	１６．３９㎡
１人部屋	４室	６５．３４㎡	１６．３３５㎡
１人部屋	２室	３２．７６㎡	１６．３８㎡
１人部屋	１室	１７．００㎡	１７．００㎡
居室には、ベッド、枕元灯、ナースコール、洗面台、クローゼットを備品として備えてあります。			

（2）主な設備

設備の種類	数　量	面　積	一人当たりの面積
食堂及び機能訓練室	７室	６７３．４６㎡	９．６２㎡
一　般　浴　室	１室	２１．０㎡	
機　械　浴　室	特殊浴槽	３台	
個　人　浴　槽	３室	４台	
ユニットキッチン	７箇所	４．４２㎡	
医　　務　　室	１室	１５．９５㎡	

（注）食堂の指定基準は、一人当たり 2.00 ㎡（ユニットケア）

浴室には、特殊浴槽や個人浴槽を配置し、入所者の状態に応じて使い分けております。

医務室は、入所者の診療・治療のために設けられた医療法に規定する診療所であり、入所者のために必要な医薬品および医療器具を備えております。

トイレは各ユニットに２つあり、また、夜間は居室にポータブルトイレを設置し、入所者の状態と、プライバシーに配慮した排泄介助を行っております。

４．職員の勤務体制

従業員の種類	職員数	勤務体制	休日
施設長	1	常勤で勤務（8：30～17：30）	4週8休
生活相談員	1	常勤で勤務（8：30～17：30）	4週8休

介護職員	36	早番（ 7：00～16：00） 日勤（ 8：30～17：30） 遅番（10：00～19：00） 遅番（11：00～20：00） 夜勤（16：45～ 8：45）	4 週 8 休
看護職員	5	正規の勤務時間 早番（7：30～16：30） 日勤（8：30～17：30） 遅番（10：00～19：00） 待機	4 週 8 休
介護支援専門員	1	常勤（8：30～17：30）	4 週 8 休
機能訓練指導員	1	看護職員・機能訓練員が実施	
医師	1	週 1 回　往診	
管理栄養士	1	常勤で勤務（8：30～17：30）	4 週 8 休

5．施設サービスの概要

（1）介護保険給付サービス

種　類	内　　容
食事	管理栄養士の作成した献立表により、バラエティ豊かな食事を提供します。また、栄養ケアマネジメントを実施することにより、入所者それぞれの身体状況に配慮した食事を提供し、健康状態の維持に努めます。また、食事はできるだけ離床してリビングで食べていただけるように配慮します。 食事時間 朝食　8：00～　昼食　12：00～　夕食　18：00～
排泄	入所者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入浴	入居者の状態に応じて適切な入浴又は清拭を行います。
離床 着替え 整容等	寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 生活のリズムを考え、朝夕の着替えを行うよう配慮します。 個人としての尊厳に配慮し適切な整容が行われる様援助します。 シーツ交換は週 1 回実施し、その他、適時交換いたします。
機能訓練	機能訓練指導員による入所者の状況に適合した機能訓練を行い、

	身体機能の低下を防止する様努めます。
健康管理	嘱託医師により、週１回往診日を設けて健康管理に努めます。 また、緊急等必要な場合には嘱託医師あるいは協力医療機関等に責任を持って引き継ぎます。 入所者が外部の医療機関に通院する場合は、その介添えについてできる限り配慮します。
相談及び援助	当施設は、入所者及びその御家族からのいかなる相談についても誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 （相談窓口）　生活相談員
社会生活向上の便宜	当施設は必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りある物とする為、適宜レクリエーション行事を企画します。

（２）介護給付外サービス

サービスの種類	内　　容
ユニット型居住費	小規模生活単位型介護老人福祉施設を利用することに伴う個室料金
理容・美容	毎月１回程度、理美容師の出張による理髪・美容サービスを希望によりご利用いただけます。
日常生活品の購入代行	利用者及びご家族が自ら購入が困難である場合は、施設の購入代行サービスをご利用いただけます。
金銭管理	自らの手による金銭の管理が困難な場合は、金銭管理サービスをご利用いただけます。 保管管理者：施設長が責任を持って管理します。 3ヵ月毎に、金銭出納の報告をいたします。

６．利用料

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該介護老人福祉施設のサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

（１）介護報酬告示額

①基本料金

介護度	１日あたりの料金	自己負担１割の方	自己負担２割の方	自己負担３割の方
要介護１	６，７００円	６７０円	１，３４０円	２，０１０円
要介護２	７，４００円	７４０円	１，４８０円	２，２２０円
要介護３	８，１５０円	８１５円	１，６３０円	２，４４５円
要介護４	８，８６０円	８８６円	１，７７２円	２，６５８円
要介護５	９，５５０円	９５５円	１，９１０円	２，８６５円

②加算料金

加算名	１日あたりの料金	自己負担１割の方	自己負担２割の方	自己負担３割の方
日常生活継続支援加算	460 円	46 円／1 日	92 円／1 日	138 円／1 日
看護体制加算Ⅰ	40 円	4 円／1 日	8 円／1 日	12 円／1 日
看護体制加算Ⅱ	80 円	8 円／1 日	16 円／1 日	24 円／1 日
夜勤職員配置加算Ⅱ	180 円	18 円／1 日	36 円／1 日	54 円／1 日

夜勤職員配置加算Ⅳ	210 円	21 円／1 日	42 円／1 日	63 円／1 日
生活機能向上連携加算Ⅰ	1,000 円	100 円／1 月	200 円／1 月	300 円／1 月
生活機能向上連携加算Ⅱ	2,000 円	200 円／1 月	400 円／1 月	600 円／1 月
個別機能訓練加算Ⅰ	120 円	12 円／1 日	24 円／1 日	36 円／1 日
個別機能訓練加算Ⅱ	200 円	20 円／1 月	40 円／1 月	60 円／1 月
個別機能訓練加算Ⅲ	200 円	20 円／1 月	40 円／1 月	60 円／1 月
ＡＤＬ維持等加算Ⅰ	300 円	30 円／1 月	60 円／1 月	90 円／1 月
ＡＤＬ維持等加算Ⅱ	600 円	60 円／1 月	120 円／1 月	180 円／1 月
若年性認知症入所者受入加算	1,200 円	120 円／1 日	240 円／1 日	360 円／1 日
外泊時費用	2,460 円	246 円／1 日	492 円／1 日	738 円／1 日
外泊時在宅サービス利用費用	5,600 円	560／1 日	1,120／1 日	1,680／1 日
初期加算	300 円	30 円／1 日	60 円／1 日	90 円／1 日
退院時栄養情報連携加算	700 円	70 円／1 月	140／1 月	210 円／1 月
再入所時栄養連携加算	2,000 円	20 円／1 回	40 円／1 回	60 円／1 回
退所前訪問相談援助加算	4,600 円	460 円／1 回	920 円／1 回	1,380 円／1 回
退所後訪問相談援助加算	4,600 円	460 円／1 回	920 円／1 回	1,380 円／1 回
退所時相談援助加算	4,000 円	400 円／1 回	800 円／1 回	1,200 円／1 回
退所前連携加算	5,000 円	500 円／1 回	1,000 円／1 回	1,500 円／1 回
退所時情報提供加算	2,500 円	250 円／1 回	500 円／1 回	750 円／1 回
協力医療機関連携加算	500 円	50 円／1 月	100 円／1 月	150 円／1 月
	50 円	5 円／1 月	10 円／1 月	15 円／1 月
栄養マネジメント強化加算	110 円	11 円／1 日	22 円／1 日	33 円／1 日
経口移行加算	280 円	28 円／1 日	56 円／1 日	84 円／1 日
経口維持加算Ⅰ	4,000 円	400 円／1 月	800 円／1 月	1,200 円／1 月
経口維持加算Ⅱ	1,000 円	100 円／1 月	200 円／1 月	300 円／1 月
口腔衛生管理加算Ⅰ	900 円	90 円／1 月	180 円／1 月	270 円／1 月
口腔衛生管理加算Ⅱ	1,100 円	110 円／1 月	220 円／1 月	330 円／1 月
療養食加算	60 円	6 円／1 回	12 円／1 回	18 円／1 回
特別通院送迎加算	5,940 円	594 円／1 月	1,188 円／1 月	1,782 円／1 月
配置医師緊急時 対応加算	3,250 円	325 円／1 回	650 円／1 回	975 円／1 回
	6,500 円	650 円／1 回	1,300 円／1 回	1,950 円／1 回
	13,000 円	1,300 円／1 回	2,600 円／1 回	3,900 円／1 回
看取り介護加算Ⅰ	720 円	72 円／1 日	144 円／1 日	216 円／1 日
	1,440 円	144 円／1 日	288／1 日	432 円／1 日
	6,800 円	680 円／1 日	1,360 円／1 日	2,040 円／1 日
	12,800 円	1,280 円／1 日	2,560 円／1 日	3,840 円／1 日
看取り介護加算Ⅱ	720 円	72 円／1 日	144 円／1 日	216 円／1 日
	1,440 円	144 円／1 日	288／1 日	432 円／1 日
	7,800 円	780 円／1 日	1,560 円／1 日	2,340 円／1 日
	15,800 円	1,580 円／1 日	3,160 円／1 日	4,740 円／1 日

在宅復帰支援機能加算	100 円	10 円／1 日	20 円／1 日	30 円／1 日
在宅・入所相互利用加算	400 円	40 円／1 日	80 円／1 日	120 円／1 日
認知症専門ケア加算Ⅰ	30 円	3 円／1 日	6 円／1 日	9 円／1 日
認知症専門ケア加算Ⅱ	40 円	4 円／1 日	8 円／1 日	12 円／1 日
認知症チームケア推進加算Ⅰ	1,500 円	150 円／1 月	300 円／1 月	450 円／1 月
認知症チームケア推進加算Ⅱ	1,200 円	120 円／1 月	240 円／1 月	360 円／1 月
認知症行動心理症状緊急対応加算	2,000 円	200 円／1 日	400 円／1 日	600 円／1 日
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	30 円	3 円／1 月	6 円／1 月	9 円／1 月
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	130 円	13 円／1 月	26 円／1 月	39 円／1 月
排せつ支援加算Ⅰ	100 円	10 円／1 月	20 円／1 月	30 円／1 月
排せつ支援加算Ⅱ	150 円	15 円／1 月	30 円／1 月	45 円／1 月
排せつ支援加算Ⅲ	200 円	20 円／1 月	40 円／1 月	60 円／1 月
自立支援促進加算	2,800 円	280 円／1 月	560 円／1 月	840 円／1 月
科学的介護推進体制加算Ⅰ	400 円	40 円／1 月	80 円／1 月	120 円／1 月
科学的介護推進体制加算Ⅱ	500 円	50 円／1 月	100 円／1 月	150 円／1 月
安全対策体制加算	200 円	20 円／1 回	40 円／1 回	60 円／1 回
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	100 円	10 円／1 月	20 円／1 月	30 円／1 月
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	50 円	5 円／1 月	10 円／1 月	15 円／1 月
新興感染症等施設療養費	2,400 円	240 円／1 日	480 円／1 日	720 円／1 日
生産性向上推進体制加算Ⅰ	1,000 円	100 円／1 月	200 円／1 月	300 円／1 月
生産性向上推進体制加算Ⅱ	100 円	10 円／1 月	20 円／1 月	30 円／1 月
サービス提供体制強化加算Ⅰ	220 円	22 円／1 日	44 円／1 日	66 円／1 日
サービス提供体制強化加算Ⅱ	180 円	18 円／1 日	36 円／1 日	54 円／1 日
サービス提供体制強化加算Ⅲ	60 円	6 円／1 日	12 円／1 日	18 円／1 日
介護職員等処遇改善加算Ⅰイ	1 月につき　+所定単位数×163/1,000			
介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	1 月につき　+所定単位数×176/1,000			
介護職員等処遇改善加算Ⅱイ	1 月につき　+所定単位数×159/1,000			
介護職員等処遇改善加算Ⅱロ	1 月につき　+所定単位数×172/1,000			
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	1 月につき　+所定単位数×136/1,000			
介護職員等処遇改善加算Ⅳ	1 月につき　+所定単位数×113/1,000			

（2）法定外給付

ユニット型個室　居住費	１日あたり　２，１００円
不在時居室料	１日あたり　１，８５８円
食　費	１日あたり　１，６００円
電　　気　　代	
個人の持ち込みによる電気代	４０円／１品目につき１日

介護負担限度額認定証の発行を受けている方は、認定証に記載されている居住費・食費の額となります。

（3）入所者の選定により提供するもの

区分	利用料

特別な食事	要した費用の実費
日常生活に要する費用で本人に負担していただくことが適当であるもの	居酒屋・喫茶コーナーの利用料金 日常生活費の購入代金 レクリエーション費用 クラブ活動費用 理美容代金

7．サービス利用に当たっての留意事項

（1）入所者またはその家族は、体調の変化があった際には施設職員にご一報ください。
（2）入所者は、施設内の機械及び器具を利用される際は、必ず職員に声をかけてください。
（3）施設内での金銭及び食べ物等のやり取りは、ご遠慮ください。
（4）栄養ケアマネジメント実施にあたり、飲食物のお持込については、必ず職員に声かけし職員確認のうえお願いいたします。また、居室への保存はご遠慮ください。
（やむを得ずおいていかれる場合は、職員がお預かりいたします。）
（5）職員に対する贈り物や、飲食のもてなしは、ご遠慮いたします。

8．非常災害時の対策

施設では、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、夜間及び昼間を想定した避難訓練を、年2回以上、入所者及び職員参加の上、実施しています。

	設備名称	数量など	設備名称	数量など
防災設備	スプリンクラー	あり	防火扉	6
	避難階段	2	屋内消火栓	あり
	自動火災報知機	あり	非常通報装置	あり
	誘導灯	３９	漏電火災報知器	なし
	ガス漏れ報知器	あり	非常電源	あり
近隣との協力関係	地元防災協力員の協力を得、近隣自治会との非常災害時の協力を得ています。			
防火管理者	富　田　雅　之			

9．緊急時の対応

サービス提供時に入所者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

１０．事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村および関係諸機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

１１．守秘義務に関する対策

施設及び職員は、業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を保守いたします。
また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、職員との雇用契約の内容としています。

１２．苦情等申立先

サービスに関する相談や苦情については下記の窓口で対応いたします。

当施設ご利用相談室	窓口　真ほろば事務室 担当者　苦情受付担当者・受付ボックス ご利用時間　毎日 8：30～17：30 ご利用方法　電話　0274-23-6520 面接　ご利用時間　随時

公的機関においても、次の機関において苦情申し立てができます。

藤岡市介護保険課	０２７４－２２－１２１１
群馬県介護高齢課	０２７－２２３－１１１１
国民健康保険団体連合会	０２７－２９０－１３２３

１３．協力医療機関等

施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、入所者の状態が急変した場合などには、速やかに対応をお願いしています。

・栗原胃腸科外科医院
・くすの木病院
・光病院
・鬼石病院
・公立藤岡総合病院
・中島歯科医院
・いとう眼科医院

緊急時の連絡先については、契約時に連絡網記入欄にご記入頂いた順番に連絡いたします。

１４．虐待の防止のための措置

当施設は、ご利用者様の人権の擁護・虐待等の防止のため、虐待を防止するための従業者に対する研修の実施、ご利用者様及びその家族からの苦情処理体制の整備、その他虐待防止のために必要な措置、責任者の設置等の措置を行っています。

（１）虐待防止に関する責任者を選定しています。
　　虐待防止に関する責任者　　管理者　梅澤　久美子
（２）苦情解決体制を整備しています。
（３）従業者に対する虐待防止を啓発･普及するための研修を実施しています。
（４）虐待防止委員会を設置しています。

１５．身体的拘束に関する事項

（１）当施設は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場

合を除き、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。

（２）やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や手続き等厚生労働省が策定した「身体拘束ゼロへの手引き」及び事業所が定める「身体的拘束等の適正化のための指針」を遵守し適正な取扱いにより行うものとし、その実施状況を報告します。

１６．衛生管理等

当施設において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

（１）事業所にお　ける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

（２）事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

（３）従業者に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

１７．業務継続計画の策定等について

（１）感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

（２）従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

（３）定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

１８．就業環境の確保

当施設は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

１９．情報公開制度について

当施設は介護サービス情報公開制度の規定どおり、年１回の情報公開を実施しております。群馬県介護サービス情報公開センターのホームページにて公開しております。

http://www.kaigo-joho.pref.gunma.jp/

ご覧になれない方には、お申し出により同一内容の閲覧サービスを実施しておりますので、お申し出ください。

２０．第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	無	実施日	―
		評価機関名称	―
		結果の開示	―

当事業者は、重要事項説明書に基づいて、特別養護老人ホーム真ほろば（介護老人福祉施設サービス）のサービス内容及び重要事項の説明をし、同意を得て交付しました。

令和　　年　　月　　日

事業者　　住　　所　　群馬県藤岡市藤岡１０１９－２
事業者名　　社会福祉法人　潤青会
代表者名　　理事長　　梅澤　徹　　㊞

事業所
事業所名　　特別養護老人ホーム真ほろば

説明者名　　生活相談員　　井口　保美　㊞

私は、重要事項説明書に基づいて、特別養護老人ホーム真ほろば（介護老人福祉施設サービス）のサービス内容及び重要事項の説明を受け、同意して交付を受けました。

令和　　年　　月　　日

入居者　　住　所

氏　名　　㊞

上記署名は、利用申込者の意思を確認し、私が代筆しました。

代筆者　　氏　名　　㊞

（続柄　　）

代理人　　住　所

氏　名　　㊞